

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、6月7日に引き続き市政一般質問を行います。7番田村康子議員。

〔田村康子君登壇〕

7番（田村康子君） 皆さん、おはようございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問をさせていただきますので、市長並びに理事者の明快なる答弁を求めます。

1. 被爆地域拡大に伴う事業の進捗状況について。

4月1日より被爆地域拡大に伴う健康診断受診のための受け付けが開始されています。25年間待ち続けた被爆地域拡大であります。関係者にわかりやすく、事業の流れとその進捗状況についてお尋ねをいたします。

2. 消防行政について。

新任の吉原消防局長にお尋ねをいたします。

ことは、長崎大水害から20年目を迎えました。「あの日の出来事、あの日の教訓」と題して、広報ながさきでも特集記事が掲載されました。市民の思いは一つ、日ごろから市民の命と安全を守るため日夜奮闘していただいております消防団員、救急救命士、消防士の皆様方には心から感謝しております。

私たち総務委員会副委員長班は、4月22日から25日まで酒田市、福島市、横須賀市に行政視察を行ってまいりました。そこでは、主に、消防行政について、消防団員の現況、自主的な防災・火災予防活動、救急救命士の活動状況、iモードによる火災情報の発信等について勉強させていただきました。消防団員にあっては、全国的にサラリーマン団員の増加、高齢化等により団員の確保や活動が困難となっていることから、女性消防団員を採用し、活動を補っている自治体もふえているようです。

酒田市においても、4人の女性消防団員が誕生し、現場での消防活動に備えて、女性でも容易に扱うことができるように消防機器の軽量化の研究

に取りかかっておられるとのことでした。また、自主防災・火災予防活動としましては、酒田市が特に力を入れて取り組んでおられることで、本市でも参考にしたいと思ったことは、住宅火災撲滅運動として、簡易消火器や住宅火災警報機の普及促進に力を入れておられ、特に、1本980円ぐらいで市販されてというエアゾール式消火器は一家に1台、どの家庭にも備えられているということでした。これは天ぷら鍋火災や石油ストーブ火災には抜群の威力を発揮するとのことでした。

また、酒田市は、高齢者の救急搬送がふえておりまして、昨年の救急出動のうち54.1%が高齢者に関するものであったこと。急病も多いですけれども、けがの中で、一般の負傷も大変多くて、中でも高齢者が自宅でけがする事故が大変多いことから、自宅事故での場所を分析して、居間とか寝室とか、ふだん活動の中心となっている場所、さらに、その原因を調べたところ約6割がつかずく、すべるなど、電気コードにつまづいたり、廊下の壁のフックや釘に服がひっかかったり、ふだんの暮らしの中で対策を講じていけば防げた事故も少なくないという結果が出ました。

そこで、自宅事故を防ごうと安全マニュアルをつくり、高齢者のいる家庭に配布をして、その対策を呼びかけておられます。

また、福島市では、全国に先駆けて、火災等の情報を携帯電話やパソコンなどへ文字情報として提供するシステムが整備されていました。

そこで、以下3点質問いたします。

- (1) 本市女性消防団員の活動状況について。
- (2) 高齢者の救急実態と火災予防対策について。
- (3) 本市消防情報システムの現状について、お伺いいたします。

3. 市民病院における「女性専門外来」の設置についてお尋ねします。

思春期の女性やその保護者、また、不妊や更年期障害に悩む多くの女性は、男性医師には話しにくい内容を、最初は何でも相談できる女性医師に診察してもらいたいと願うものであります。

女性の場合、特に、思春期や更年期を境として、のぼせ、胸部の痛み、冷え性、肩こり、腹痛など訴える場合が多くあります。ところが、男性の医師の前では話しにくいことから、受診を遠慮しが

ち、結果的に病気が悪化してしまうケースも指摘されています。

我が党の女性議員に寄せられた1通の手紙から、女性患者のニーズに応えようと、大阪市は、現在、市民病院に女性医師による女性専門外来を設置する準備を進めています。

また、千葉県では、女性のための健康相談窓口を県内全15保健所に設置することを決めました。身体的・精神的な相談に女性医師が対応する、このような女性医療へは、堂本県知事が積極的な姿勢を示しております。

また、岐阜県立病院でも、体や心の悩みを女性の医師に相談したい、こんな女性たちの声に応えて、県立岐阜病院では、この4月から、やはり女性専門外来を開設いたしております。この病院も、県立病院としては全国で初めて女性専門外来を開いた千葉県立東金病院が人気を集めており、それを知った県内在住者から「岐阜県にもぜひつくってほしい」との声が寄せられ、それが開設のきっかけになったと伺っております。

そこで、我が市民病院においても、女性医師による女性専門外来や女性のための健康相談窓口等を設置してもらいたいと思いますが、市長のご所見を賜りたい。

また、現在、市民病院、成人病センターには、男性医師、女性医師は何人おられるのか。あわせて、今後、医師の採用に当たっては、計画的に女性医師の採用にも配慮してもらいたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

4.長崎市子ども議会における要望の実現について。

昨年11月9日、本会議場において、長崎市子ども議会が開催されました。各小学校の児童の皆さんが、それぞれ東西南北のブロックから12名ずつ議員として出席し、見事な子ども議会が開催されました。その内容も、平和について、環境について、教育について、交通について等々、子どもたちの目線で訴えてくれました。その中で、今もずっと忘れられない訴えがあります。南小学校の山崎隆史君の「南小学校の通学方法について」という質問です。以下、山崎隆史君の質問を引用します。

私たちは、登下校にスクールバスが必要ではないかと考えます。その理由の一つは、毎朝、私た

ちの安全のため、お父さん、お母さんが付き添ってくださっているからです。当番を終えたお父さん、お母さんは、歩いて長い道のりを帰っていきます。毎日のことなので、お父さん、お母さんにとっては大変だからです。

2つ目の理由は、南小学校は児童数が少ないので、2年生のころ、下校時が違うため、大崎町に帰る人が少なくて1人で帰ったことがありました。そのときは、とても寂しく心細い思いをしました。また、南小学校の隣には南中学校があります。中学生の人たちは、部活が終わると暗い道を通って帰ります。特に、女子中学生の人たちは、休んだ人がいると下校が寂しいそうです。

私たちはまだ事件に遭ったことはありませんが、諫早の事件や大阪の事件のことを考えると、南小学校は大丈夫とは言えないと思います。この2つの理由から、私たちは、南小学校にスクールバスが必要ではないかと考えます。

伊藤市長さん、どうですか。

私もこの通学道路は、よく知っておりますが、茂木の南小学校から大崎までの間、眼下には海を見渡し、また、片側は山というまことに自然豊かな美しい風景ですが、人家も人けもない遠い道のりの道です。大人でも1人で歩くのは寂しく、また不安です。ましてや、大雨の日や夕方暗くなると一層不安です。夜は、真っ暗な道です。児童数の少ない学校のこのような通学路こそ、行政は光を当ててやらなければならないと痛切に思います。

この話を子ども議会で聞いて以来、私は、ずっとそのことを悩み続けてきました。それに対する教育長の回答は、路線バス会社に聞いてみたが、運行時刻を小学校、中学校に合わせることは難しいということで、登下校の安全については、学校の先生やお父さん、お母さんの指導や注意を守って通学してくださいというような回答でした。確かに、バス事業というのは、市の権限ではなく、バス会社をお願いをし、陸運事務所にもお願いをしてという形で、一つひとつ了解をとった上でしかできないことですが、ましてや、不採算部門については、なおさらのこと、非常に難しいことです。しかし、子どもたちが安全に通学でき、親も安心して子どもたちを学校へ通わせることができるように教育環境を整えてやることも、また大切

なことです。

こども議会で山崎隆史君の質問が、その後、南小学校の子どもたちへ、どのような成果をもたらせたのか、ご紹介ください。

5. 市議会議員と市職員の倫理規範について。

ことし4月1日より、職員の倫理規範である長崎市職員倫理規程が施行されました。この規程は、職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止して、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする大変厳しいものとなっております。

また、私たち市議会議員の倫理規程としては、政治倫理に関する規律の基本となる長崎市議会議員の政治倫理に関する条例があります。

一方、国会においては、政治家とその秘書にかかわる金の疑惑が後を絶ちません。大変な世の中になったものと思いますが、嘆いてばかりでは何も始まらない。「変毒為薬」、毒を変じて薬と為すとのことわざがありますように、これをいい機会ととらえて、市議会議員も市職員も一緒になって倫理規範について考えてみたいと思います。

去る6月6日、公共工事をめぐる政治家や公設秘書の口利きに対する報酬を禁じたあっせん利得処罰法改正が衆議院を通過しました。公共工事をめぐる国会議員の私設秘書らの口利き事件が相次いだことを受け、再発防止策として同法の適用範囲を公職者（国会議員、地方議員、首長）と国会議員の公設秘書に加え、国会議員の私設秘書にまで拡大するのが柱となっています。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、私たち議員は、毎日いろいろな市民相談を受けます。その際、その相談に応じて私たちもいろいろな部署へお願いに行ったり、相談に行くこともたくさんあります。こうした、議員から職員が市政についての要望や相談、苦情、提案を受けた場合、その対応を文章にまとめて部長に報告するという内部規定をつくっておられる自治体もあるようですが、官と政の関係をめぐっては、国政、地方を問わず、事故は未然に防ぐことが大事です。それがお互いを守ることだと信じます。長崎市と市議会が明朗で健康な職場を維持するために、そして、市民への信頼を維持するためにも、お互いの対応をメモに残すことを習慣化していくこともよいことでは

ないかと思えます。そのことについて、市長の見解を求めます。

6. 要介護認定者の所得税等障害者控除についてお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、本年2月13日に、新潟県長岡市は、要介護認定者に対し、障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を約3,000人の対象者に交付、郵送したとの報道がありました。この動きは、現在、全国の他市町村にも広がりを見せつつあります。

ちなみに、長岡市は、一律に要介護度1・2は障害者、要介護度3から5は特別障害者と認定をしました。

我が党としましては、早速、この問題について、4月8日の衆議院決算行政監視委員会において、福島衆議院議員が政府の公式見解を求めるとともに、4月15日には、日笠参議院議員が長岡市を訪問し、市の見解を聴取するとともに、現地調査を行ったところであります。要介護認定者の所得税障害者控除に関する政府の見解（厚生労働省及び国税庁の見解）は、次のように述べております。

「介護保険法における要介護認定は、障害や機能状況を直接判断するものではなく、介護保険法の目的に照らし合わせると、どのくらいの介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかり具合を判定する考えに立っています。他方、身体障害者福祉法の障害手帳の交付のための認定は、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活の活動の障害度合いを直接判断します。よって、その判定の見方が違います。したがって、重い障害（1、2級）でも要介護認定では重く出ない、あるいは場合によっては、自立と出ることもあり得ます。両方の認定制度は、判断基準が異なります。要介護は、介護の手間のかかり具合ですから、要介護認定が5だから、障害が1・2級に一律に当てはまることは困難であると考えます。したがって、所得税法上の障害者に該当しない場合は、介護保険法の要介護認定であっても、障害者控除の対象にすることはできないことは法律上明らかであると思えます」と述べています。

この問題については、法令と政府見解に基づいて、適法・適正に推進することが必要であると考えますが、本市の対応について、市長の見解を求

めます。

以上、壇上からの質問を終わり、時間があれば自席から要望なり、再質問をさせていただきます。

=（降壇）=

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

田村康子議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、被爆地域の拡大に伴う事業の進捗状況についてでございますが、長崎の被爆地域につきましては、本年4月1日の政令改正によりまして、爆心地から12キロメートル以内の被爆未指定地域が新たに健康診断特例区域として指定されたところでございます。これは昭和51年以降、実に25年ぶりの被爆地域の拡大であり、今回の対象となる方々には、第2種健康診断受診者証が交付をされ、年に1回の健康診断が受けられるようになったものであります。

本市といたしましては、本年4月から原爆被爆対策部に拡大地域支援室を新たに設置し、事業の円滑な推進を図っているところでございますが、当初の予想をはるかに超える申請が寄せられておりまして、関係住民の皆様方が今回の地域拡大をどんなに待ち望んでおられたかを改めて痛感しているところであります。この第2種受診者証の交付を受けた方には、まず、健康診断を受診していただきます。その後、保健師によるスクリーニング検査を受けていただき、その結果、被爆体験によるトラウマと不安による精神症状が「あり」と判断された方には、精神科医による要医療性の診断を受けていただきます。要医療性が「あり」と認められますと、被爆体験者医療受給者証を申請していただき、交付審査会を経て、医療受給者証を交付することになるわけでありまして、この医療受給者証の交付を受けた方には、がん、外傷、感染症を除く疾患・症状について、医療費の支給等を行おうとするものであります。

なお、第2種受診者証は、全国どこにお住まいであっても申請することができるわけでありまして、医療受給者証は、現在も爆心地から12キロメートル以内の区域にお住まいの方を対象とするもの

であります。

以上のような事業の内容を十分にご理解いただくために、4月1日の事業開始を前に、関係住民の方々への事業説明会を実施いたしますとともに、テレビ、ラジオ、広報ながさきにおいて、周知に努めたところでございます。

おかげをもちまして、第2種受診者証の申請は、5月末でございますが、既に6,500人を超えており、そのうち約2,000人の方に交付を行っているところであります。

また、健康診断とスクリーニング検査を済まれた方は約1,500人、続いて行われる要医療性の診断は、市内の精神科医師の皆様のご協力を得ながら約700人までの方が済まされており、医療受給者証交付審査会での審査を経て交付することとしているところであります。

この制度は、精神（心）の問題に着目した日本でも初めての取り組みであり、円滑な実施には、精神科医師を初め医療関係者等の協力が不可欠であるために、専門家による事業検討会を開催するなど、ご協力と助言をいただきながら、関係住民の方が一日でも早く今回の援護が受けられますように、鋭意、努力しているところでございます。

今後も、引き続き長崎県や周辺の関係町とも十分連携を取りながら、よりよい事業の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民病院における「女性専門外来」の設置についてお答えをいたします。

女性には特有の症状があり、男性医師には相談しにくく、受診を敬遠しがちのご指摘でございますが、確かに、女性の心理や感情などの繊細な側面等を考慮しつつ、診療時に多様な対応を図ることは必要なことであり、市民病院におきまして、これまで十分にその点を配慮し、女性患者の診察に当たっているところでございます。

しかしながら、女性専門外来の設置ということになりますと、新たに診療室を設け、女性医師を確保するなど施設面あるいは人的体制面での整備を図る必要があります。市民病院の現状を考えますと、施設面においては、限られたスペースの中で、新たな専用の診察室を設けることは、残念ながら困難な状況ではなからうかと思えます。

また、人的体制でございますが、平成14年4月

1日現在の市民病院の医師数でございますが、研修医等を除いて、正規の医師43名、常勤嘱託医師は13名、合計の56名となっております。そのうち7名が女性医師でございます。外科、小児科、病理科に各1名、眼科、皮膚科に各2名が、それぞれ7名の方が配置されているところであります。

田村議員ご指摘の内容から判断いたしますと、内科、心療内科、泌尿器科、産婦人科などの相談が主なものになるかと思われまします。しかしながら、それらの診療科目には、女性医師がいないのが残念ながら現状でありまして、これらを考え合わせますと、女性専門外来の設置は、現時点では、まことに申しわけございませんが、非常に難しい状況ではなかろうかというふうに思います。

ただ、ご質問の趣旨は十分に私も理解できます。また、当面の対策でございますが、先般の一般質問で、高瀬議員さんの方からご質問がありましたように、ドメスティック・バイオレンスによる被害者への対応なども一定考慮をさせていただきますと、まずは医師ではなくて、看護師等による女性相談コーナーの設置について、早急に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせまして、将来的には、女性専門外来の設置を視野に入れながら、女性が安心して相談をし、診療が受けられるスペースの確保あるいは産婦人科など対象となる診療科目への女性医師の配置を念頭に置いて、今後、関係機関と鋭意、協議を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思っております。＝（降壇）＝  
消防局長（吉原昭信君） 消防行政についての(1)女性消防団員の活動状況についてお答えいたします。

まず、消防団の現況についてでございますが、ご案内のとおり、本市におきましても、他都市同様に消防団員のサラリーマン化が増加の傾向にあるとともに、若年層の地域への帰属意識の希薄化が進んでいることから、消防団員の確保が次第に厳しくなっている状況でございます。また、近年の女性の社会進出の中で、消防団活動への参加の

要望も高まってきているのも実情でございます。

このような社会情勢の中で、本市としましても、女性の能力を消防団活動に活用するとともに、あわせて地域との連帯意識の高揚を図ることを目的として、平成8年度から採用しておりまして、現在、28名の女性消防団員が所属しております。

なお、女性消防団員の活動内容につきましては、一般家庭及びひとり暮らしの高齢者宅の火災予防指導、事業所等の防火訓練指導の補助並びに防火広報等、主に火災の予防的な活動を行っております。

次に、高齢者の救急実態と火災予防対策についてお答えいたします。

まず、高齢者の救急実態についてでございますが、平成13年中の消防局管内における救急搬送人員は1万4,760人となっており、このうち65歳以上の方は7,120人で、全体の50%近くを占めており、これを前年と比較しますと321人、約5%の増加となっております。過去5カ年間の搬送人員の推移を見ましても、年々増加の一途をたどっていることから、この傾向は、今後とも続くものと推察しているところでございます。

なお、高齢者の救急事故の種別といたしましては、急病が一番多く、全体の約60%を占めており、次いで、一般負傷、交通事故の順となっております。

事故の発生場所としましては、約60%が自宅などの住宅内で発生しており、その搬送者の約30%が3週間以上の入院加療を要する症状で搬送されている状況でございます。

次に、火災予防対策についてでございますが、高齢者は、他の年齢層に比べますと、火災による死亡率が高い傾向にあることから、消防局では、住宅火災による死者の減少を目標に掲げ、平成4年度に住宅防火対策基本計画を定め、ひとり暮らしの高齢者宅を中心に、住宅防火診断等の住宅防火対策を推進しているところであります。住宅防火診断につきましては、毎年ひとり暮らしの高齢者宅を職員が直接訪問し、火気使用器具の使用・取扱状況、消火器の設置状況、喫煙の管理状況などを診断し、火災予防の指導を行うとともに、高齢者向けに独自に作成しました火災予防啓発用リーフレットの配布による防火意識の高揚にも努めて

いるところであります。

また、特に、逃げおくれなどによる死者を減少させる上で効果的と考えられる住宅用簡易火災警報器を国との共催のモニター事業として、平成10年からの2カ年で、市内2カ所の地域の高齢者宅に計180個を設置し、住宅用防災機器の普及促進を図ったところであります。

さらに、家庭における消火設備の設置につきましては、消防局としましては、消火器推奨基準を策定し、1家庭に1個の消火器の設置を指導しているところであり、ご質問のエアゾール式簡易消火具につきましても、消火性能が高く、軽量で操作がしやすいという利点があることから、予防査察時には、使用者の体力状況及び住宅内における設置場所等の状況を踏まえながら、設置の推進を図っているところであります。

いずれにいたしましても、高齢者の防火指導等につきましては、地域に密着した災害弱者の安全確保を進める必要があることから、関係行政機関、消防団、自治会及び婦人防火クラブ等と連携を取りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを検討し、火災予防を推進していきたいと考えております。

次に、消防情報システムの現状についてでございますが、火災等の消防情報の提供は、市民生活の秩序維持を図る上からも必要不可欠なことから、本市におきましても、次の方法により情報を提供しております。

まず、火災等の問い合わせ専用電話を設置いたしまして、テレホンサービスによる情報を提供しております。この専用電話は、消防自動車が出動するあらゆる災害の情報提供が可能でございます。また、報道機関に対しましては、消防緊急通信指令システム及びファクシミリ通信網サービスを活用し、情報を提供しているとともに、平成12年度からは、防災行政無線を活用し、火災が発生した地域住民に対しまして、火災の発生及び火災鎮火の情報を提供しております。

なお、近年の情報通信技術の進展に伴い、インターネットを利用したパソコン及び携帯電話による情報通信が急激に普及してきたことから、本市においても、本年3月15日に、消防局のホームページを開設いたしまして、広く消防に関する情

報の提供を行っているところであります。

しかしながら、ご質問のパソコンなどによる災害情報の提供につきましては、まだ整備しておりませんので、今後とも、ホームページの内容充実を図るとともに、他都市の整備状況を参考にしながら、新たな消防情報システムの構築について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 長崎市こども議会における要望の実現についてお答えをいたします。

平成13年11月9日に開催されました長崎市こども議会における南小学校児童の質問を受けまして、市教育委員会といたしましては、通学の安全確保に向け、調査を実施いたしました。

南小中学校の児童生徒数並びに通学方法についての状況であります。小学生が37人、中学生が18人、合計55人となっており、地域別では大崎町26人、千々町29人となっております。登校については、現在、保護者の方が交代で付き添い、集団登校をいたしております。しかし、下校につきましては、小学校の低学年、高学年、中学生と、それぞれ下校時刻が異なっており、大崎町、千々町へ10人前後での下校となっております。

路線バスの運行時刻の変更またはスクールバス運行について、バス会社に問い合わせをいたしましたが、課題が多く、大変難しいとの状況でございました。

そこで、本年3月、南小中学校に携帯電話4台を貸与し、登下校の際、それぞれのグループに携帯電話を持たせ、緊急時に学校や保護者に連絡がとれるようにし、児童生徒の安全確保を図っているところでございます。

同じころ、併設校である南中学校の生徒が総合的な学習の時間を活用し、校区内の通学路の安全点検を実施し、危険箇所について自分たちで安全対策を講ずるなどの取り組みが行われております。また、この学習の一環として、関係の生徒が市役所を訪れ、これまでの取り組みを報告した経緯がございます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの提言を真摯に受けとめるとともに、教育的な観点から生きた学習ができるよう配慮をしたところでございます。

子どもたちは、これらの活動を通して、市役所各課の役割、県道と市道の管轄の違いや街路灯の設置についても、多くのことを学ぶことができたように思います。

さらに、この学習が、ガードレールの新設や街路灯の新設と補修につながり、生徒たち自身にとって、目に見える形として学習の成果を実感することができたのではないかと考えております。

今後とも、こども議会の発表をいろいろな角度からとらえ、子どもたちの学習に発展できないか、見詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長（岡田慎二君） 質問の5点目でございますが、市議会議員と市職員の倫理規範についてということについてお答えをいたします。

市職員と民間の利害関係者等との関係を明確にし、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するため、職員の倫理規範であります長崎市職員倫理規程を制定いたしまして、本年4月から施行いたしております。今後とも、公務に対する市民や議会の方々の信頼を確保するため、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

それから、議員の方々を通じて、市民の皆様のご意見やご要望あるいはご提案等を市政に反映させることは、市政発展や公務の円滑な推進にとりまして非常に重要なことであるというふうに考えております。また、そのことを正確に把握し、上司に的確に報告することは、業務を遂行する上でも必要なことですので、今後とも、このことにつきましては、十分に職場を指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 質問の6点目、要介護認定者の所得税等障害者控除についてお答えいたします。

障害者控除につきましては、ご承知のとおり、所得税または住民税の申告に際し、納税者本人またはその扶養親族が障害者である場合、その障害の度合いに応じ、納税者の所得金額から障害者控除または特別障害者控除を行い、納税者の所得税及び住民税の納税額について軽減を図る制度であります。

この障害者控除につきましては、一般的には、知的障害者、精神障害者、身体障害者等の判定または認定を受け、それぞれ手帳の交付を受けている方が対象となりますが、高齢者に関しましては、いわゆるねたきり老人のほか、所得税法施行令第10条第1項第7号及び第2項第6号において、身体障害者手帳等の交付を受けていない場合であっても、精神または身体に障害がある年齢65歳以上の方で、その障害の状況が障害者または特別障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合は、所得税法上の障害者または特別障害者として取り扱うこととされております。

そこで、本市におきましては、65歳以上の高齢者で、障害者または特別障害者に準ずるものとしての認定を希望される方につきましては、申請に基づき、対象者となる方の障害の状況等の調査を行い、該当する場合は、障害者控除対象者認定書を交付することといたしているところでございます。

一方、平成12年4月から介護保険制度が始まり、介護の必要な度合いに応じ、要支援から要介護5までの要介護認定が開始されたところであります。

ご指摘の要介護認定者の所得税等障害者控除につきましては、現在、新潟県及び愛知県の複数の市町において、介護保険制度における要介護度をもって、一律に障害者または特別障害者に準ずるものとしての認定を行っているというふうに聞いております。

この介護保険制度における要介護度に基づく一律認定についての本市の基本的な考え方といたしましては、要介護認定における要介護度は、障害や機能状況を直接判断するものではなく、どのくらいの介護サービスを提供するかを判断するために介護の手間のかかり具合を判定するものであるところから、障害認定の判断基準とは異なっており、要介護認定をもって一律に障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして認定することは適当ではないと考えております。

したがって、本市といたしましては、今後とも、本人の申請に基づき、対象者の障害の状況等の調査を行う中で、個別に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

病院管理部長（古賀研二君） 3点目の市民病院における「女性専門外来」の設置についてのご質問がございました成人病センターの医師数についてお答えいたします。

平成14年4月1日現在の医師数は、正規17名、嘱託2名、計19名で、うち女性医師は3名でございます。

以上でございます。

7番（田村康子君） それぞれ回答いただきました。ありがとうございました。

被爆地域拡大に伴う事業の進捗状況につきましては、長年、待ち望んだ事業でございます。きょうも関係の窓口へ行きましたら、たくさんの方が真剣に対応してくださっておりますけれども、関係住民の方々は、本当に救ってほしい、ただただ、その一念で待ち望んでおられます。この聞き取り面談調査というのは、ふるいにかけるための面談ではないと伺ってきました。大変ご苦労ではございますが、一人でも多くの方が援護が受けられますように、どうかよろしく願いいたします。

それから、市民病院に女性専門外来の設置をということで訴えさせていただきました。市長に大変理解をしていただきまして、うれしく思っております。まず、看護師による女性相談コーナーを設置していただくとのことで、そして将来的には、女性専門外来の設置も視野に入れながら、女性医師の配置を念頭に置いて、今後、関係機関と協議していただくと回答をいただきましたけれども、長崎の女性は皆、伊藤市長に感謝します。ありがとうございます。今後、しっかり見守っていきたいと思っております。

それから、消防行政につきまして、今、回答をいただきましたけれども、私は、長崎市の消防行政は、ほかのどこにも負けない真剣さで取り組んでおられると思っております。

また、28名もの女性消防団員の皆さんが、全国のモデルとして活躍しておられるようでございます。今後ますます男性消防団員とともに、その使命は重大になってくると思います。女性の希望者がたくさん出ているということでございますので、その能力を、どうぞ消防団活動にも、今後、大いに活用していただきますように思っております。

それから、法を逸脱しているとは知りつつも、

何とか心肺停止状態の人を助けたいというその一念で、一部の救急救命士が気管内挿管を実施していた問題では、厚生労働省は、この3月14日に、救急救命士にも気管内挿管を認める方針を決めました。本年度中に、どのような条件下で認めるかの指針づくりを、救急救命士法の施行規則に基づく大臣告示を改正するとしております。同省は、容認への転換を国民の声の高まりを受けたとしております。どうか、その日に備えて、本市の救急救命士の皆さん方には、技能・技術を大いに磨いていただきまして、そして、その使命を誇りに頑張ってもらいたいと思っておりますが、その準備は万端でしょうか。決意のほどをお聞かせください。

そしてもう1点、エアゾール式簡易消火器、私も近所を探しましたけれども、どこへ行けば求められるのか。この980円という大変お手ごろな値段で買えるというのが、私たち主婦にとっては、とっても魅力でございます。消防署で取り扱っているものの中に、こういうのがありますでしょうか。そして、値段は、どれくらいするのか、あわせてお尋ねをいたします。

それから、長崎市子ども議会の要望の実現につきましては、これも大変うれしく思いました。子ども議会での質問が、このように総合学習に発展し、市役所の仕組み、また、道路維持課の役割、あわせて県道と市道の管轄の違いや、さらにこの学習が自分たちの住む地域のガードレールの新設や街路灯の新設、また、補修までにつながったこと、本当に子どもたちにとっては、生きた教育、勉強になったと思います。すばらしい成果に、私は感動しておるんですけれども、ありがとうございました。

今後は、さらに、長崎市子ども議会から、たくさんの方の総合学習が生まれることを期待し、その成長を楽しみにしております。

それから、市議会議員と市職員の倫理規範についてでございますけれども、ただいまの総務部長の回答は、何か議員に大変遠慮した物の言い方のように私には感じられました。国会の事例がよき教訓を示してくれています。議員も職員も、緊張と節度を持って仕事をすることが、お互いに自分自身を守ることでもあります。

九州では、佐賀市と福岡市が議員、業者の要望



等、局長、部長へ報告義務の内規をつくって、もう既に実施されております。

佐賀市の場合は、内規の対象は市議、国会議員、県議、議員OBからの要望、提案、苦情など、その内容と、どう処理したかを所定の報告書に記入し、課長を経由して担当部長と総務部長に出すこと。報告書は公文書として保存、情報公開請求で開示することもあるとしております。

一方、福岡市の場合は、昨年10月、市議会副議長が工事の設計価格を課長から聞き出し、業者に教えた見返りに現金を受け取ったあっせん収賄罪で起訴されております。そのことをきっかけとして、職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程をつくり、本年4月1日から施行されております。あっせん利得処罰法という法律ができた以上、いずれにしましても、不正をすれば間違いなく首です。それは、職員も議員も平等に罰せられます。そうなれば、生活も破綻してしまいます。まさに「建設は死闘、破壊は一瞬」です。その教訓を常に胸に秘めて、お互いに注意し合い、一人の犠牲者も出してはならないと思えます。

そこで、総務部長にお聞きいたしますが、長崎市は、今まで一切事故がなく、信頼の絆も固くやってまいりました。これから先もそうあり続けるために、この際、内規をつくり、職員が受けた相談内容や苦情について、所定の報告書に記入し、それを担当部長、総務部長へ提出させる。報告書は公文書として保存する。このことを総務部長として、全職員に指示されるおつもりはないか、お尋ねをいたします。

よろしくをお願いします。

消防局長（吉原昭信君） 救命士の気管内挿管の件でございますけれども、議員ご指摘のように、メディカルコントロールというものを条件に認められそうであるということ聞いております。認められることになると、市民の命を一人でも多く救うために一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

それから、エアゾール式簡易消火器の販売先及び販売価格等についてでございますが、販売先につきましては、消防用設備用品店及び量販店等で販売されております。販売価格につきましては、

当局で確認しているところによりますと、田村議員のお手元の資料より若干高めに設定しているようでございます。

以上でございます。

総務部長（岡田慎二君） 議員の方々と市職員との関係についてのご質問でございますが、私どもは、通常、本会議あるいは委員会、それ以外でも個別的にいろいろなお指摘、要望、ご指導がございます。

私どもは、現在でも必要に応じてきちっとメモに残す、あるいは中身によっては上司に報告するというのを日常的にずっと続けておりますけれども、他都市の例が一応、佐賀市と福岡市の例をお示しになりました。私どもも、この中身については承知をいたしております。ただ、現段階で私どもも、そういう必要に応じた報告、記録、そういうものをやることによって、市政の円滑な運営に対応しているわけですが、指導については、さらに徹底してまいりたいと考えておりますが、ご指摘のあった都市も含めて、今後、参考にしながら、さらに指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

7番（田村康子君） 最後に、要介護認定者の所得税等障害者控除につきましては、本市の対応は、政府見解に基づいて、適法・適正になされているものと思いました。要介護認定者の障害者控除対象者認定書の交付は、原則として申請主義でありますので、今後とも、この原則に立って行われるべきだと思います。

長岡市の場合は、確定申告の時期が目前だったために、今年度は特例として当該者に郵送で認定書を送付されたとのことございました。

いずれにいたしましても、当該者にはよく教えてあげることが大切だと思います。知らない、この恩恵は受けられませんので、今後とも、よろしく願いをいたします。

そして今、総務部長の回答でございましたけれども、こういうことは、議員には一切遠慮することはいらないと思います。市民の目線で、市民が望んでおられることだと私は思っております。また、市民の皆様にも、このことはしっかり協力していただかないといけませんし、議員も職員も市民も業者も、みんなこのことを理解した上で初め

て成功するものと思っております。総務部長の決意次第と思っておりますので、庁内でよく論議をされて、このことにつきましては、ぜひ私の主張も取り入れていただきますればうれしく思います。

以上、要望して終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 次は、20番山下寛臣議員。

〔山下寛臣君登壇〕

20番（山下寛臣君） 新風21の山下です。

質問通告にのっとり質問いたします。市長並びに関係理事者の建設的な答弁を求めます。

市長は、就任以来、一貫して「オンリーワンのまちづくり」を掲げ、今後も果敢に挑戦していくことを強く述べられています。また、「核兵器廃絶元年」と「まちづくり元年」という言葉で、その方針をあらわし、平和行政とまちづくりを車の両輪として推進していくとされています。確かに、平和行政をあらわす言葉として、核兵器廃絶元年ということはある程度理解できますが、まちづくり元年と言われましても、余りにも漠然として、具体性に欠けると言わざるを得ません。さきの議会において、同僚議員の質問に対して、市長は、まちづくり元年を具体化したのが、長崎市第三次総合計画であると言われました。これまで、市長が政策的に、あるいは戦略的に、どのようなまちづくりを目指しているのか、まだまだ伝わってこないのが現状であります。

私は、まちづくりということは、総花的なことでも必要であります。もっと身近なこと、具体的なこと、そして市民にわかりやすいことを戦略的に一步一步積み重ねていく、その集大成が、まさに市長が言われるオンリーワンのまちづくりにつながっていくと考えます。そして、何よりも、オンリーワンのまちづくりに必要なことは、長崎に住む市民の方が、我がまちとして真に誇り得るまち、生き生きと生活できるまち、長崎を訪れる人々に安らぎと快適さを与え、他のまちと違った存在感を与えるまち、そのような視点に立った長崎らしいまちづくりを進めることにあると思います。

このような観点から、幅広いまちづくり課題の中で、身近なものとして、以下、質問いたしますので、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

まず、港を生かしたまちづくりであります。本市は、1571年の開港以来、鎖国時代には、我が国唯一の海外に開かれた窓口として、開国後も外国人居留地が設けられるなど、常に港を中心にまちが形成されてきました。また、産業面においても、造船を中心とする製造業あるいは漁業など、港に関連した産業が長崎の経済を牽引してきたと言っても過言ではありません。そういった意味では、やはり長崎らしさと言えば「港」ではないかと考えます。昨年策定された長崎市第三次総合計画においても、海・まち・山の3要素が調和した長崎の景観を保全し、都市活動と自然との調和を図るとともに、市民に愛され、訪れる人々に感動を与える都市魅力を高めるため、歴史的資源を生かした市街地の景観整備に努めるとあります。

このような背景から、長崎の中心にある港の景観形成を目的に、内港地区都市景観誘導基準が昨年度定められており、その目標としても、開港以来約430年の歴史を基盤として、新しい時代に向けて長崎の大景観を引き継いでいく潤いとにぎわいの「港まち」景観を整備すると掲げられています。したがって、この基準は、今後、長崎の風景づくり、すなわち長崎らしさの創造に大いに先導的な役割を果たすものとして期待されます。

そこで、このようなまちづくりについて、具体的にどう進めていこうとしているのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

一方、市町村合併が論議されておりますけれども、広域的な交通網の現状は、西彼杵半島を南北に貫く国道202号、206号、499号の3本の国道という現状でございます。合併問題を論議するとき、幹線道路の機能を補完する広域的な交通網として、海上交通の意義は大きいと考えます。

以上のような観点から、そして何よりも長崎の港の活性化のために、西彼杵半島の西岸の各港を連絡する定期航路の開設など、滞在型観光をも見据えた海上交通の実現に取り組む考えはないか、見解をお伺いいたします。

次に、現在、九州横断自動車道長崎大分線の整備が進められています。また、これにあわせて国道324号出島バイパスの整備も進められています。長崎は、日本の西端に位置しており、長崎を訪れる人は、長崎の玄関口に到着して、長旅からの安堵